

公の施設の管理運営における障害者就労施設等からの物品等の優先調達について

1 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律について

国、地方公共団体等が障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を推進することで、就労する障害者、在宅就業者の自立の促進に資することを目的に、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 24 年法律第 50 号）が、平成 25 年 4 月に施行されました。

○ 主な障害者就労施設等

障害福祉サービス事業所	一般企業等での就労が困難な人に、働く場・訓練・生産活動の場を提供する障害福祉事業所
特例子会社	障害者の雇用に特別な配慮をし、雇用される雇用者数・割合が一定基準を満たすものとして厚労大臣の認定を受けた会社
重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として、多数雇い入れるか継続して雇用している事業主
在宅就業者	自宅等において物品の製造、役務の提供等を自ら行う障害者

この法律では、各地方公共団体は、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を、毎年度定めることとされています。

2 就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針についてについて

宮城県では、法律に基づく方針を毎年度定め、公表しています。同方針の中では県の公の施設の管理運営を行う指定管理者に対しても、障害者就労施設等からの物品等の調達について、理解と協力を求めることとしています。

指定管理者は、県の方針に準じて、障害者就労施設等からの物品等の調達に努めてください。

【就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針について】

<https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/youusentyoutatu.html>